

生駒市規則第12号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成13年6月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「生駒市教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（減免の申請）

第3条 保育料及び入園料の減免を受けようとする保護者（以下この条及び次条において単に「保護者」という。）は、保育料等減免措置に関する調書（様式第1号。以下「調書」という。）を毎年度6月20日（園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあつては、市長が定める日）までに園長に提出しなければならない。

2 園長は、保護者から調書の提出があつたときは、当該調書に所定の証明をした上で、当該調書を6月30日（園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあつては、市長が定める日）までに市長に提出しなければならない。

（減免の認定）

第4条 市長は、園長から調書の提出があつたときは、減免の可否を決定し、園長を通じて保護者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。